



診断書強要行政訴訟控訴審結審 8.27判決に結集しよう!!

診断書強要行政訴訟控訴審は6月9日、組合、国（中労委）、会社の三者からの主張が出尽くしたことを確認し、結審しました。判決言い渡しは、8月27日（水）13時05分から東京高裁809号法廷となりました。

この裁判は、組合員の「年休に診断書は必要ないだろう」というごく当たり前の訴えから始まりました。組合員の年休取得に対して、会社が診断書の提出を強要するという労基法に反する不法行為を許さないための闘いでした。

私たちは、年休に関する団体交渉を拒否する会社を糾すため、都労委に救済申し立てを行い、都労委は私たちの主張を全面的に受け入れた救済命令を出しました。

しかし、会社が再審査を申し立てた中労委は、会社の主張を受け入れる反動命令を出したため、私たちは、この命令の取り消しを求めた裁判闘争に決起しました。

第一審（東京地裁）は、「中央労働委員会が中労委令和元年（不再）第44号事件について令和3年12月15日付で発した命令を取消す」というごく当たり前の判断を示しました。この判決を不服として、国は控訴し、会社は訴訟参加してきました。

私たちは、東京高裁においても第1審判決を維持し、国の請求を棄却する判決であることを確信します。

会社の団交拒否を許さない！